

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成28年3月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 申請のあった年月日

平成28年2月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くわどり大杉の家

3 代表者の氏名

瀧谷 富子

4 主たる事務所の所在地

上越市三伝710番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者に対する通所介護などの在宅介護事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

(3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(4) 子どもの健全育成を図る活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、高齢者や障害者に対する通所介護などの在宅介護事業や老人福祉法に定める有料老人ホーム事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 有料老人ホーム運営事業</u></p> <p><u>(5) 居宅介護支援事業</u></p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び活動予算決定</p> <p>(5) 事業報告及び活動決算の承認</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 財産から生ずる<u>収益</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(6) その他の<u>収益</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、高齢者や障害者に対する通所介護などの在宅介護事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算決定</p> <p>(5) 事業報告及び<u>収支決算</u>の承認</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 財産から生ずる<u>収入</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収入</u></p> <p>(6) その他の<u>収入</u></p>

<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用</u>を講じることができる。</p> <p>2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項</u>については、<u>所轄庁の認証</u>を得なければならない。</p> <p><u>附 則 (平成28年1月22日)</u></p> <p><u>この定款の変更は、所轄庁の認証の日 (平成 年 月 日) から実施する。</u></p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収入支出</u>を講じることができる。</p> <p>2 前項の<u>収入支出</u>は、新たに成立した予算の<u>収入支出</u>とみなす。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項を除いて</u>、<u>所轄庁の認証</u>を得なければならない。</p>
---	---